

(その1)



# 収 支 報 告 書

令和 4 年分

## 1 政治団体の名称

(ふりがな) なないろのあすをつくるかい

なないろの明日をつくる会

## 2 主たる事務所の所在地

宮崎県宮崎市橘通西5丁目5-19

## 3 代表者の氏名

黒田 奈々

## 4 会計責任者の氏名

山内 佳菜子

事務担当者の氏名

広瀬 素奈

(電話) 0985-77-8777

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体
	<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
(以下は、指定「有」の場合のみ記入)
公職の種類 <u>宮崎市議会議員</u>
現職、候補者の別 ( 現職 ・ <u>候補者等</u> )
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>黒田奈々</u>

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>黒田 奈々</u>
公職の種類 <u>参議院議員</u>
現職・候補者の別 ( 現職 ・ 候補者等 )

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月 <u>12</u> 日から
令和 <u>4</u> 年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日まで

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	1,080,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,080,000
支 出 総 額	38,799
翌年への繰越額	1,041,201

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	80,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,080,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,080,000	

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分 <input checked="" type="radio"/> 1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考
濱田 晶子	70,000	R4/6/18	熊本県熊本市中央区水前寺1-21-5-1301	無職	
大澤 哲之	10,000	R4/6/17	宮崎市平和が丘東町23-16	無職	
この頁の小計	80,000	80,000			
その他の寄附	0				(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。
合計	80,000				(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 <input checked="" type="radio"/> 3. 政治団体	
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職 業 (又は代表者の氏名)	備 考
郵政未来研究会	1,000,000	R4/11/29	東京都台東区東上野5-2-2	柴 慎一	
この頁の小計	1,000,000	1,000,000			
その他の寄附	0				(注2) 寄附をした者 (団体等) ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。
合 計	1,000,000				(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備 考	
			内本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1	経 常 経 費			
(1)	人 件 費	0		①
(2)	光 熱 水 費	0		②
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	13,220		③
(4)	事 務 所 費	0		④
	小 計	13,220		⑤(①~④の計)
2	政 治 活 動 費			
(1)	組 織 活 動 費	7,000		⑥
(2)	選 挙 関 係 費	0		⑦
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費	18,579		⑧ (ア~エの計)
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣 伝 事 業 費	18,579		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ その他の事業費	0		
(4)	調 査 研 究 費	0		⑨
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	0		⑩
(6)	そ の 他 の 経 費	0		⑪
	小 計	25,579		⑫(⑥~⑪の計)
	合 計	38,799	⑬(⑤+⑫)	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
名刺印刷	11,160	R4/12/1	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計	11,160				
その他の支出	2,060				
合計	13,220				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費(旅費交通費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	7,000				
合計	7,000				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広告費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
印刷費	10,283	R4/12/6	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
この頁の小計	10,283				
その他の支出	8,296				
合計	18,579				

(注1) 5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。 (注)☐が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 27 日

政治団体の名称      なないろの明日をつくる会

会計責任者の氏名      山内 佳菜子

代表者の氏名  
(解散時のみ)




## 政治資金監査報告書

令和5年3月22日

なないろの明日をつくる会

代表 黒田 奈々殿

登録政治資金監査 中村真   
登録番号 第494  
研修修了年月日 平成27年10月30日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、なないろの明日をつくる会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、なないろの明日をつくる会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

なないろの明日をつくる会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、なないろの明日をつくる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上